

## 明治十六年鬱陵島を退去させられた石見の人達

杉原 隆

### はじめに

現在の韓国領鬱陵島は、江戸時代日本人が渡島し竹島と命名し木材、竹を伐採したりアシカ、あわびの漁労を行った。石見地方もこの島との関係は深く、鬱陵島最大の港は浜田浦と呼ばれたし、江戸幕府の外交資料「通航一覧」は石見、長門地方の人々が竹島へ渡り、竹を持ち帰り売りさばいていると記録しているし天保竹島一件の今津屋（会津屋）八右衛門の渡島は有名である。明治時代になっても明治元年大阪の商人近江屋才右衛門、伯耆国境港の商人直右衛門等が浜田の外の浦から鬱陵島渡島を試みたり、

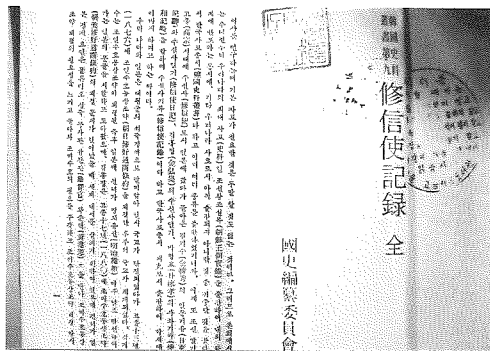
明治九年明治政府から鬱陵島の地籍を問われた島根県は「山陰一帯の西部に貫付（所属させる）すべき」と回答している。

その明治初期、韓国政府は日本政府に鬱陵島に居る日本人の強制退去を求めてきた。日本政府もそれに呼応して日本から官吏と船を派遣して島に居た日本人全員を帰国させた。

これに関する資料は東京の外務省外交史料館に所蔵されてるが、最近閲覧させてもらう機会があった。驚嘆したのは、退去させられた日本人の内、島根県出身者の大半は石見地方の人々であったことである。その内容を概略報告してみたい。

## 一、修信使朴泳孝の日本人退去要請

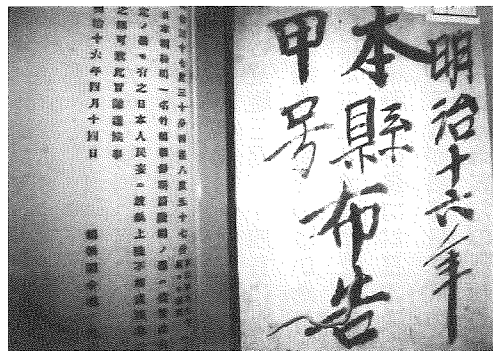
明治時代に入って朝鮮半島への勢力拡大をねらう日本は、漢城の公使館を中心に政治的経済的基盤を広げていった。巨木の繁茂する鬱陵島の伐木事業も目標とされるものとなり、明治九年青森の武藤平学、千葉の斎藤七郎兵衛、明治十年には島根県士族戸田敬義が政府に開拓願を提出した。明治十四年那賀郡浅井村士族大屋兼助は東京の財閥大倉喜八郎設立の大倉組が海軍省第一回漕丸で鬱陵島に伐木運送のため浜田經由で島に渡った時、同行して島内を一望して帰り自分と「外一名」の名で開



朴泳孝の「修信使記録」(島根県竹島資料室蔵)

日付で発せられた。島根県では当時の県令境二郎が四月十四日付けで県下の町村に布告している。

修信使朴泳孝はその後しばらく日本に滞在したがその間に明治維新で近代化した日本の文物の接し、韓国も日本にならうべきと帰国後親日的な独立党を組織しクーデターで一時的権を掌握したが反対勢力と中国の清の軍隊により追放され日本に亡命することになった。



県令境二郎の「蔚陵島渡島禁止」布告(飯南町役場蔵)

## 二、鬱陵島からの強制帰国

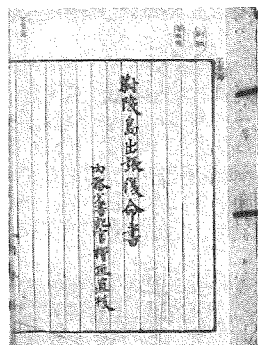
明治十六年九月十九日外務卿井上馨は朝鮮の元山

拓願を出した。一方朝鮮政府も日本人の鬱陵島への進出は認知しており、明治十四年江原道觀察使から七名の日本人による伐木行為の報告を受けると、李奎遠なる人物を鬱陵島檢察使として島に派遣するとともに日本政府へ礼曹沈舜澤の名で抗議した。

そうした時期の明治十五年朝鮮国内で日本式の軍隊育成に反対する朝鮮人旧軍人が日本公使館を襲撃した壬午軍乱が勃発した。反乱が鎮圧された後、朝鮮政府は謝罪のために修信使として朴泳孝なる政治家を日本に派遣した。朴泳孝は公式の謝罪後、外務卿井上馨に鬱陵島への渡島している日本人の退去を要請した。井上は対応を受諾し関係各所に検討を開始させた。井上は太政大臣三条実美に宛てた「邦人ノ蔚陵島渡航禁止ニ関シ上申ノ件並ニ決済」に「御発令ノ義モ朝鮮使節帰国相成候上ニ有之候様支度」と朴等使節団の帰国に合わせて指令として渡航禁止を国内に発するとしている。そして国内の全府県に内務卿から「日本称松島一名竹島、朝鮮称蔚陵島ノ儀ハ従前彼我政府議定ノ儀モ有之日本人妄リニ渡航上陸不相似成候条」の布令が明治十六年三月三十一

日領事福田節に、鬱陵島の日本人全員を帰国させることを朝鮮政府に通知するよう命じた。そして内務省書記官松垣直枝を責任者に政府が用達した共同運輸会社汽船「越後丸」がその任にあたった。東京の外務省外交史料館にある「朝鮮国蔚陵島へ発禁渡航之日本人引戻処分一件」なる史料に含まれる松垣直枝の「蔚陵島出張復命書」は鬱陵島からの強制帰国の具体的な経過を記しているのでその概略をまとめてみたい。

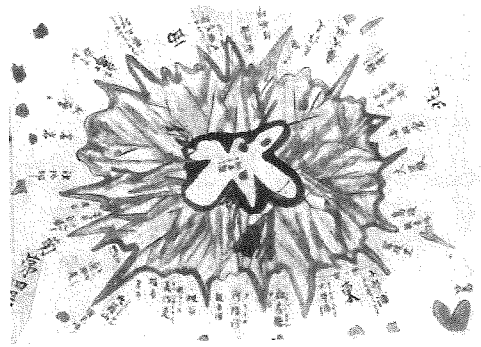
「復命書」によると、松垣直枝は随員の内務省職員二名、外務省職員一名、警察関係者二六名と明治十六年九月二十七日品川を越後丸で出発し、二十九日神戸港を経て十月二日赤間関(下関)に到着した。ここで鬱陵島のことにくわしい者数名を案内人として雇い、その人達も加えて島に居る日本人に帰国を説得する手立てを相談した。



松垣直枝の「蔚陵島出張復命書」(外務省外交史料館蔵)

その後十月六日正午に赤間関を出航して翌七日午前九時鬱陵島の東北岸の阿陸沙（アrikusa、他の文献や地図では沙洞とも記す道洞と隣接する港）に到着した。近くに中谷という日本人居住区がありそこにいた四〇名余の人を集めて帰国の必要を説明した。彼等は伐採し終わっているケヤキを持ち帰ることが出来るようにして欲しいと口々に申し立てた。朝鮮人の幼学という職の裴忠隠という人物がやって来たので来島の趣旨を伝えた。島長の全錫奎は病気とのことであつたが、後日船を訪ねてくれたのでくわしく事情を話した。伐採事業を展開していた旭組等六つの組の組長もやって来たので帰国に協力するように依頼すると共に、配下の者に事情を伝達するように要請した。八日に暴風雨の来襲があつたので、いったん朝鮮本土の元山津へ避難した。十四日になって再び鬱陵島のアrikusaに帰り、集まっていた日本人を乗船させた。総人数は二五五名であつた。この島で居住する朝鮮人はおよそ六〇名で、日本人の恩恵を受けて生計をたてている者が多く日本人の帰国を聞くや嘆き悲しみ、まるで兄弟親友の別れのように民が大半だが一部に士族も含まれる。

島根県人は氏名一覧に二二名の氏名が載り、各自が申告した住所、氏名、年齢の史料には二〇名分が載っている。プライバシーに配慮して個人名は省き、出身地の市郡町村名、年齢を以下に記してみる。那賀郡後地村三四才、二〇才、三隅村三三才、浜田町二二才、一八才、邑智郡渡村二八才、谷住郷村二八才、一七才、亀谷村二九才、上川戸村二三才、都賀村三一才、田窪村二六才、美濃郡西平原村三四才、一八才、邇摩郡馬路村二九才、安濃郡川合村二八才、大田村二五才、松江市新材木町二六才、一九才である。申告していな



（蔵外資資料館外務省）鬱陵島図に添付される復命書の直枝垣

に荷物の運搬をし送って来た。日本人も彼等に感謝の気持ちで米等を手渡していた。島長全錫奎は日本人の伐木した木材を盗伐視せず、随意に本国へ搭載して帰国することを許可した。日本側も暴風雨等の緊急時に利用するようにと白米四斗二升、俵二十五包を手渡した。十四日午後五時三十分鬱陵島を出発し、翌十五日午後二時赤間関に着いた。以上が直枝垣の復命書の主要であるが、その他に幼学、島長との応接の概要、鬱陵島の概略図、島に居た日本人の府県別の氏名の列記等も添付されている。

### 三、鬱陵島から退去させられた石見の人達

直枝垣の「復命書」に記される退去させられた日本人の県別の人数は愛媛県一四名、広島県二名、島根県二名、山口県一三四名、鳥取県一名、福岡県三四名、大分県三名、長崎県九名、鹿児島県四名で直枝垣が別に記す総勢二五五名とは一致しない。山口県が断然多いが〇〇組とされるグループの八組中五組が山口県勢で組織されている。身分も記され平

い二名の内一名は病死、一名は警察が事情聴取中失踪とある。この記載を見て驚くのは隠岐の人が多くと想像していたが、隠岐の人は皆無で松江市の二名を除けばすべて石見の人達であつた。理由は最も多い鬱陵島への渡島者の居た山口県に隣接する地域として地縁による木挽き職等の体力のある若年層が雇用されていたのであろう。

### おわりに

明治十六年鬱陵島に居た日本人はいったん全員が退去させられた。しかし彼等は渡島した事情は聴取されたが犯罪人扱いとなることはなかった。日本の朝鮮本土への進出に合わせるように鬱陵島への渡島はまもなく再開され、明治二十五年には隠岐の西ノ島町宇賀の脇田庄太郎が日本人として最初の鬱陵島での定住者となった。明治二十九年には極東への南下策を展開するロシアが鬱陵島での伐木権を獲得すると、ロシアと対立する日本は日本人の島への在留を容認する方針をとり、外務省通商局の報告書「通

商彙纂」(つうしよういさん) 掲載の明治三十四年時在島の日本人数は五四八名、戸数七九軒としている。また明治三十九年に前年江戸時代松島と呼ばれていた現在の竹島が島根県の所管となり、島根県の調査団が竹島を調査後鬱陵島にも立ち寄ったが、その時の鬱陵島に居た日本人は三〇三名、戸数九六軒で府県別人数では島根県の二一八名が最も多かったという。

#### 参考文献

- ・「朝鮮国蔚陵島へ犯禁渡航之日本人引戻処分一件」  
(外務省外交史料館所蔵)
- ・本京陸人「明治十六年蔚陵島一件」  
(『山口県地方史研究』)
- ・「明治十六年本県布告」  
(飯南町役場所蔵)
- ・外務省通商局「通商彙纂」明治三十五年刊  
(外務省外交史料館所蔵)
- ・奥原碧雲『竹島及鬱陵島』  
(ハーベスト出版)